

主な記事

- ◆「アウトソーシング基本方針」(案)パブリック・コメントの結果 ……2面
- ◆平成20年度ごみ・資源物の処理状況をお知らせします ……4・5面
- ◆市職員の給与および人事等の状況をお知らせします ……6～8面
- ◆平成22年度採用市嘱託職員募集 ……9面
- ◆平成22年4月から認可保育所保育費を改訂 ……10面
- ◆国分寺市伝統芸能こども教室を開催 ……12面

発行/国分寺市 編集/政策部総合情報課 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1 ☎(042)325-0111
市長へのファクス ☎(042)324-0906 市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/> モバイルサイト <http://mobile.city.kokubunji.tokyo.jp/>

「子育て・子育ていきいき計画」案へのパブリック・コメント(意見提出手続)を実施します



「子育て・子育ていきいき計画」は、すべての子どもと子育て家庭を対象とした、平成22年度～31年度の10年間の子育て・子育て施策に関する総合的な計画で、国分寺市児童育成計画・母子保健計画・次世代育成支援対策地域行動計画を包含しています。

市の子育て・子育ての状況を踏まえ、次の22年度～31年度の10年間に取り組むべき施策の方向性や具体的な事業内容・数値目標を定めています。また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定した国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画(平成17年度～21年度)の第二期計画として、22年度～26年度の5年間に取り組むべき具体的な施策・事業内容・数値目標を明らかにするもので

もありません。市では、昨年6月に、公募市民・識見者・関係団体代表および市職員で構成する「(仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会」を設置し、検討を進めてきました。2月に検討委員会から報告書が提出され、これをもとに原案を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を伺うために、パブリック・コメントを実施します。あわせて原案の市民説明会

を開催します。計画の概要

- 計画の期間 国分寺市子育て・子育ていきいき計画の期間は平成22年度～31年度までの10年間のうち、平成26年度までの5年間のうち、表1のとおり次世代育成支援対策地域行動計画第二期計画として実施します。
- 基本理念 計画の基本理念は、現在の子育て・子育ての置かれている環境や、市の状況を踏まえ、左上表2のとおり定めます。
- 基本目標 基本理念を実現するため、3つの基本目標を左表3のとおり定めます。

と具体的な取り組みの方向

基本目標を踏まえ、左表4のとおり、11の子育て・子育ての施策の分野を定めました。また、それぞれに具体的な取り組みの方向を定めます。

パブリック・コメント(意見提出手続)の実施

【案の公表日】2月15日(月)【公表場所】①子育て支援課(市役所第2庁舎1階)②オーブナー(同附属棟)③健康推進課(いずみプラザ内)④各公民館(恋ヶ窪・もたち公民館は現在休館中)⑤各児童館⑥各学童保育所⑦本多図書館駅前分館⑧子ども家庭支援センター⑨駅前子育てサロン⑩市ホームページ【募集期間】2月15日(月)～3月16日(火)【応募方法】ご意見に住所・氏名(団体の場合は名称・代表者氏名・事務所所在地)を明記し、〒185-8501国分寺市役所子育て支援課へ直接または郵送・ファクス(☎042・325・9026)・Eメール(kosodate@city.kokubunji.tokyo.jp)にて市外にお住まいの方は、市内の勤務先・通学先または事業もしくは公益的な活動の内容等を併記してください。※いただいたご意見は検討し、その概要とそれに対する市の考え方を市報等で公表します。

市民説明会の実施

【日時】3月6日(土)①午前10時～②午後1時30分【会場】①本多公民館②いずみプラザ※②とも同一内容※当日直接会場へ

表1

	平成12～16年度	平成17～21年度	平成22～26年度	平成27～31年度
市の計画	児童育成計画 前期計画 母子保健計画 前期計画	児童育成計画 後期計画 母子保健計画 後期計画	子育て・子育ていきいき計画 前期計画	子育て・子育ていきいき計画 後期計画
市次世代育成支援対策地域行動計画		第一期計画	第二期計画	(仮)第三期計画

表2

基本理念	解説
「一人ひとりを大切に みんながみんなの中で心豊かに育ち合い、支え合う」	すべての子どもと大人の「一人ひとりを大切に」、子どもだけでなく親も含めた、ほっとできる居場所づくりをみんなで進めていくことを大切にします。 子育ては、いろいろな人が見守っている中で、子どもと大人も「みんなが、みんなの中で」、楽しい支え合いにより進められることが必要です。それにより、子どもたちは、「心豊かに」育つものです。「みんなで」すべての子どもと一緒に育ち合うことが可能となるよう、「みんなで」支え合って子育てを進めていきます。

表3

基本目標	解説
1. 一人ひとりの子どもとていねいに向き合う	一人ひとりの子どもが自分らしく、また安心して生きる子どもの権利の尊重が大切です。子どもは、愛情と理解をもって育てられ、その成長段階に応じて、遊び、学び、社会参加でき、安全安心な生活環境が保持される必要があります。 子育て支援は、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮することが重要です。子どもの生存および発達の権利を奪う行為(児童虐待など)を防ぐとともに、子どもの主体性を尊重し、自分の気持ちをさまざまな形で表現する子どもに対し、誠意をもって、一人ひとりの子どもとていねいに向き合うための諸条件を整備していきます。
2. 子どもの育ち・子育てを支援する環境をつくる	子どもは、次代を担い、社会を支えていく原動力です。地域にとっても、子どもの健やかな成長は、活力あるまちづくりを支えるものとなります。 子どもたちの豊かな人間性を形成し、生きる力を育むためには、家庭・学校・地域が連携し、社会全体で次代の親づくりを視点に子どもの自立支援に取り組む必要があります。 子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、急速に多様化しています。子育て家庭がゆとりを持って、喜びを感じながら子育てをするためには、おのおのの家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。 子育てと仕事の両立支援や経済的な支援、すべての子育て中の保護者が孤立化することがないように、相談事業の充実や心のケア、保護者同士が相互に相談し合えるような機会の提供などの支援を通じ、子どもの育ち、子育てを支援する環境をつくりまします。
3. 子どもの育ち・子育てを支援するつながりを広げる	次代を担う子どもを育むためには、子育て家庭のみならず、行政・企業・職場・地域など地域社会全体が協力して子育て支援に取り組む必要があります。 それぞれが立場に応じた役割を果たし、地域の社会資源を効果的に活用し、子育てにかかわる地域の活動団体等と連携して、子どもの育ち、子育てを支援するつながりを広げていきます。さらに、一人ひとりの大人が、自分に何ができるのかを考える必要があります。

表4

施策の分野
①子どもの権利に対する理解を広め、深める
②育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する
③子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす
④健康に過ごすことができるまちをつくる
⑤仕事と生活との調和を実現する
⑥親や家族も支援する
⑦確かな学力と豊かな心を育む
⑧生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす
⑨健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる
⑩市民の共助による子育て・子育て支援を進める
⑪市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める

